

きらきら遊佐マイタウン事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般コミュニティ活動の醸成や集落コミュニティ活動の活性化を図ることを目的に、予算の範囲内できらきら遊佐マイタウン事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付するため、遊佐町補助金の交付に関する規則（昭和44年規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は次の各号に該当する事業で、原則として国、県及び町の補助金等の交付を受けていない事業とし、事業費の額が10万円以上の事業とする。

1 一般コミュニティ事業は次のとおりとする。

(1) 地域文化、伝統文化の保存事業

神輿、舞台、櫓、太鼓、山車、衣装等、備品の整備で、地域文化や伝統文化の保存活動に必要な事業

(2) イベント開催事業

まつり、コンサート、スポーツ大会等の開催又は備品の整備で、イベント開催に必要な事業

(3) 調査研究・研修事業

研修会、シンポジウム、文化講演会、自然体験学習会等の開催又は記念誌の発行等で、調査研究・研修に必要な事業

(4) その他、町長が一般コミュニティ活動のために必要と認める事業

2 集落コミュニティ事業は次のとおりとする。

(1) 集落公民館の新築工事又は取得

(2) 集落公民館及び集落公民館に付属する施設の増築工事又は改築工事又は修繕工事 ただし、修繕工事は自然災害等により破損した個所を緊急に修繕する工事とする。

(3) 集落公民館の下水道接続工事及び下水道接続工事に伴う改築工事

(4) 集落掲示板等の設置や修繕又は小型除雪機等の集落活動における必要機械や備品の購入等、集落コミュニティの醸成に必要な事業

(5) その他、町長が集落コミュニティ活動のために必要と認める事業

(事業主体)

第3条 事業の実施主体は、町民で組織する団体又は集落（以下、「団体」という。）とする。

(交付申請)

第4条 この事業の補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書（別紙様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 町長は前項による補助金交付申請書の提出があったときは、きらきら遊佐マイタウン事業対象団体選定要領に基づき、補助金の交付金額を決定するものとする。

2 町長は前項に定める補助金の交付の決定を行ったときは、補助金交付決定通知書（別紙様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 補助金の交付は、過去に補助金の交付を受けた第2条第1項の各号に掲げる事業での交付は受けることができないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金は次の各号により予算の範囲内で交付する。ただし、千円未満の額は切り捨てするものとする。

- (1) 第2条第1項の各号及び第2項第3号から同項第5号の補助金の額は、事業費の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。
- (2) 第2条第2項第1号の補助金の額は、事業費の2分の1以内の額とし、150万円を上限とする。
- (3) 第2条第2項第2号の補助金の額は、事業費の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。ただし、事業費が100万円を超えたときは、100万円を超えた金額の100分の30を加算した額とし、80万円を上限とする。

(事業費の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた団体で、当該事業が次の各号に該当する変更が生じたときは、事業計画変更承認申請書(別紙様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 総事業費の20%を超える増減が生じたとき
- (2) 施工場所又は設置場所を変更するとき
- (3) 主要工事の内容変更及び施設等の主要構造、主要機能等の変更をするとき
- (4) その他、町長が必要と認めたとき

2 補助金の交付決定を受けた団体で、当該事業を中止するときは、事業取り下げ申請書(別紙様式第4号)を提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体は、当該事業が完了したときは速やかに実績報告書(別紙様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(効果調査)

第9条 町長は、3年以内に完了した事業について、必要に応じてその効果調査を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に規定のない事項は、町長が別に定めるものとする。

附則

- この要綱は、平成18年4月1日より施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日より施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日より施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日より施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日より施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日より施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。